

幕末の偉人「山田方谷」を活用した誘客業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「山田方谷の軌跡（～奇跡～）」実行委員会が、幕末の偉人「山田方谷」を活用した誘客業務を委託する事業者を公募プロポーザル方式で選定するため、その実施方法等必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 幕末の偉人「山田方谷」を活用した誘客業務
- (2) 履 行 期 間 契約締結日から令和8年3月23日（月）まで
- (3) 業 務 内 容 別紙『幕末の偉人「山田方谷」を活用した誘客業務 仕様書』のとおり
- (4) 見積限度額 800千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 実施形式

公募型プロポーザル方式（プレゼンテーションは行わず、提案書の書面審査による。）

4 スケジュール

- (1) 公募開始 令和7年6月26日（木）
- (2) 参加申込の受付締切日 令和7年7月 7日（月）
- (3) 質問締切日 令和7年7月 7日（月）
- (4) 参加資格の確認結果通知 令和7年7月 9日（水）
- (5) 質問回答日 令和7年7月 9日（水）
- (6) 提案書提出締切日 令和7年7月25日（金）
- (7) 審査結果通知日 令和7年8月 1日（金）

5 参加資格

参加できるのは、次の要件全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) 賦課されているすべての税（国税、岡山県税、倉敷市税）を滞納していないこと。
- (3) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (4) 参加申込書を提出する時点で、引き続き2年以上その業務を営んでいること。
- (5) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載がないこと。
- (6) 参加申込の受付締切日から審査結果通知日の間に倉敷市から指名停止措置を受けていないこと。

6 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。

(1) 参加申込書

ア 受付締切日

令和7年7月7日(月) 17時15分まで(時間厳守・郵送の場合必着)

イ 提出方法

持参または郵送

受付時間は8時30分から17時15分までとする。ただし、土・日曜・祝日を除く。

ウ 提出書類 ※証明書は全て原本で提出すること。

(ア) 参加申込書……………【様式1】

(イ) 登記事項証明書

① 法人の場合……商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

② 個人事業主の場合…身分証明書及び登記されていないことの証明書

(ウ) 決算書

① 法人の場合……直近の決算時の財務諸表

② 個人事業主の場合…確定申告時の内訳書

(エ) 納税証明書(国税、岡山県税、倉敷市税に滞納がないことの証明)

① 国税…法人の場合は「様式その3の3」、個人事業主の場合は(様式その3の2)

② 県税…岡山県税の納税証明書

③ 市税…倉敷市税の納税証明書

※倉敷市や岡山県内に支店等がない場合は国税のみとなる

(オ) 委任状……………【様式2】

※本社が支店・営業所へ、参加申込書の提出や契約等の権限を委任する場合

エ 提出場所

「山田方谷の軌跡(～奇跡～)」実行委員会事務局(倉敷市観光課内)

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

担当 洲脇・猪股・三宅(翔)

(2) 提案書

ア 受付締切日

令和7年7月25日(金) 17時15分まで(時間厳守・郵送の場合必着)

イ 提出方法

持参または郵送

受付時間は8時30分から17時15分までとする。ただし、土・日曜・祝日を除く。

ウ 提出書類

(ア) 提案書(正本1部 副本7部)

提案書に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、提案書は審査基準及び仕様書に示した内容に適合するよう作成すること。

① 業務の内容……………【様式は任意】

② 業務工程表……………【様式は任意】

③ 実施体制及び管理体制……………【様式は任意】

(イ) 見積書……………【様式3】

提案内容と見積内容に著しい不整合がある場合は選定しないことがある。

(ウ) 調書

① 会社業務実績調書……………【様式4】

② 予定責任者の経歴等調書……………【様式5】

(エ) その他

① 見積内訳明細書……………【様式は任意】

提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳（数量を含む。）が分かるように作成すること。

② 会社概要……………【様式は任意】

※ 会社パンフレット等でも可

(オ) 連携同意書（該当する場合のみ）…【様式6】

『幕末の偉人「山田方谷」を活用した誘客業務 仕様書』中、3（1）③イ 他事業者との連携について を参照。

(カ) 共同企業体での参加の場合

共同企業体として参加する場合は、代表となる団体等が、構成する団体等を取りまとめるうえ、上記(ア)から(オ)までの書類を提出すること。

エ 提出場所

「山田方谷の軌跡（～奇跡～）」実行委員会事務局（倉敷市観光課内）

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

担当 洲脇・猪股・三宅（翔）

オ 2段階審査

提案者が3者を超えた場合は、2段階審査とすることがある。2段階審査とした場合、日程等を変更し、提案者に別途通知する。

7 参加資格の確認結果通知

(1) 通知期限 令和7年7月9日（水）までに、参加の可否を通知する。

(2) 通知方法 参加申込書に記載されたメールアドレスへメールで通知する。

8 質問回答

(1) 質問方法 下記メールアドレスへメールで通知すること。……【様式は任意】

(2) 質問書送付先 kankou@city.kurashiki.okayama.jp

「山田方谷の軌跡（～奇跡～）」実行委員会事務局（倉敷市観光課内）

担当 洲脇・猪股・三宅（翔）

(3) 質問締切日時 令和7年7月7日（月）17時15分

(4) 質問回答日 令和7年7月9日（水）までに

(5) 通知方法 参加申込書に記載されたメールアドレスへメールで通知する。

※ 質問の内容によってプロポーザル方式による業務受託業者選定に公平性が保てないと判断した場合には、回答しないことがある。

※ 公表する質問事項に対する回答は、実施要領の追加または修正とみなすものとする。

9 評価基準

評価項目			評価内容	配点
1	実施方針	提案事業の取組方針、取組意欲	業務の目的や今後の事業展開について適確に理解し、業務範囲について漏れなく把握しているか。 また、業務への積極的な提案や意見があるか。	10
		提案事業の全体計画・実施体制	具体的な計画・手段等が示され、実現可能性はあるか（業務フロー、行程表等）。 また、業務を実施する体制は十分か（体制図、担当者の数や構成等）。	
2	提案内容	業務内容	ツアー内容は、山田方谷のゆかりの地や関連施設等を核として、高梁川流域エリアへの誘客を期待できる内容となっているか。	80
			高梁川流域エリアのブランド力強化と周遊促進につながる内容となっているか。	
			今後の自走化、継続的な旅行商品化が期待できるか。	
			幅広く効果的な募集方法及び具体的な募集媒体を提案できているか。	
			誘客効果を高めるための独自の提案が盛り込まれているか。	
3	業務実績	類似業務実績	類似業務の受注実績は十分であるか。	10
		知識・ノウハウ	必要な知識・技術・ノウハウ等があるか	
				100

10 選考方法

- (1) 選考は評価基準に基づき、提案書の審査により行う。
- (2) 選考の結果、各審査員による評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により順位を決定する。
- (4) 評価点が基準点全体の60%未満の場合は、交渉権者として選定しない。
- (5) 参加者が1者であっても、評価点が全体の60%以上であれば随意契約の交渉を行う。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。
 - ア 参加申込がされていない、又は参加資格の審査により参加不可となった者
 - イ 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
 - ウ 提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - エ 審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者
 - オ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

11 選考結果の通知

選考結果は、優先交渉権者、第2交渉権者及び選出されなかった提案者に対し、参加申請書に記載されたメールアドレスへメールで通知する。

- ・通知する者の得点（評価項目ごとの得点内訳及び合計得点）
- ・優先交渉権者の名称及び合計得点
- ・その他提案者の合計得点一覧

12 提出書類について

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、倉敷市情報公開条例に基づき対応するため、第三者に開示する場合がある。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、本実行委員会から指示があった場合を除き認めない。

13 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 契約保証金は、倉敷市財務規則第173条の例により契約金額の100分の10以上の納付とする。ただし、倉敷市財務規則第175条に該当する場合は、契約保証金を減免する。
- (3) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (4) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、倉敷市個人情報の保護に関する法律施行条例及び倉敷市個人情報の保護に関する法律施行細則の規定に準拠し、これを適切に取り扱うものとする。
- (5) その他契約に関する条項は倉敷市財務規則の例による。

14 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本実行委員会に請求することはできない。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより本実行委員会が無償で利用できるものとする。
- (4) 本公募への提案者は、参加申込書の提出をもって実施要領及び仕様書等の記載内容に同意したものとする。
- (5) 共同企業体を結成して提案を行う場合は、参加に関する事務を全て当該共同企業体の代表者を通じて行うこととする。また、委託者が当該代表者に対して行った行為は、当該共同企業体全ての構成員に対して行ったものとみなす。
- (6) 一つの団体等が複数の提案をすることはできない。また、一つの団体等が、複数の共同企業体に加わることもできない。
- (7) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じないものとする。また、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。
- (8) 緊急その他やむを得ない理由等により、本公募を実施できないときは、停止、中止又は取り消すことがある。
- (9) 本プロポーザルの実施及び契約手続き等については、倉敷市の規則または内規等に基づき実施する。

15 問い合わせ先

「山田方谷の軌跡（～奇跡～）」実行委員会事務局（倉敷市観光課内）

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

担当 洲脇・猪股・三宅（翔）

電 話：086-426-3411

FAX：086-421-0107

E-mail：kankou@city.kurashiki.okayama.jp